

平成15年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

1 期 日 平成15年2月28日(金)

2 場 所 東京区政会館

3 出席議員(19名)

- | | | |
|-----|------|---------|
| 1番 | 千代田区 | 満 処 昭 一 |
| 2番 | 中央区 | 今 野 弘 美 |
| 4番 | 新宿区 | 野口ふみあき |
| 5番 | 文京区 | 斉 田 宗 一 |
| 7番 | 北区 | 福 田 伸 樹 |
| 8番 | 荒川区 | 並 木 一 元 |
| 10番 | 目黒区 | 石 橋 佳 子 |
| 11番 | 大田区 | 河 津 章 夫 |
| 12番 | 世田谷区 | 新 田 勝 己 |
| 13番 | 渋谷区 | 岡 本 浩 一 |
| 14番 | 中野区 | 斉 藤 金 造 |
| 16番 | 豊島区 | 小 倉 秀 雄 |
| 17番 | 板橋区 | 菅 東 一 |
| 18番 | 練馬区 | 村 上 悦 栄 |
| 19番 | 墨田区 | 早 川 幸 一 |
| 20番 | 江東区 | 米 沢 正 和 |
| 21番 | 足立区 | 鈴 木 進 |
| 22番 | 葛飾区 | 峯 岸 實 |
| 23番 | 江戸川区 | 花 島 貞 行 |

4 欠席議員(4名)

- | | | |
|-----|-----|-----------|
| 3番 | 港区 | 島 田 幸 雄 |
| 6番 | 台東区 | 木 村 肇 |
| 9番 | 品川区 | 林 宏 |
| 15番 | 杉並区 | 梅 田 ひ さ え |

5 出席説明員

管理者	石塚輝雄
-----	------

副管理者	竹 尾 格
収入役	木 村 靖 男
監査委員	山 本 仁 衛
総務部長	廣 田 倬 典
施設管理部長	梅 澤 勝 利
処理技術担当部長	茂 中 勉
計画推進部長	高 橋 幸 雄
計画推進担当部長	薬師寺史良
建設部長	程 塚 繁
総務課長	大 室 郁 夫
職員課長	鴨 志 田 隆
財政課長	田 島 俊 二

6 出席議会事務局職員

事務局長	金 子 勇 夫
事務局次長	高 橋 進 治
書記	伊 藤 孝 昭
書記	和 田 世 生

7 議事日程

日程第 1 会期決定について

日程第 2 議案第 1 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 3 議案第 2 号 平成 1 4 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第 1 号）

日程第 4 議案第 3 号 平成 1 5 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算

日程第 5 議案第 4 号 平成 1 5 年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について

日程第 6 運営委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第 1 議案第 1 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 2 議案第 2 号 平成 1 4 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算（第 1 号）

追加日程第 3 議案第 3 号 平成 1 5 年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計

予算

追加日程第4 議案第4号 平成15年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金
について

追加日程第5 総務・事業委員会の閉会中の継続審査について

開 会（午後 3 時 0 0 分）

村上 悦栄議長 ただいまから、平成 1 5 年第 1 回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

まず、会議規則第 1 1 2 条に基づき、8 番、並木一元議員及び 1 0 番、石橋佳子議員を会議録署名議員に指名いたします。

ここで、管理者から発言の申し出がありますので、これを許します。

石塚輝雄管理者。

石塚 輝雄管理者 平成 1 5 年第 1 回定例会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃の本組合運営のご協力に深く感謝申し上げます。

さて、平成 1 2 年 4 月に発足いたしました本組合はまもなく 4 年目を迎えます。この間、議員皆様のご指導のもとに、特別の混乱もなく、円滑にごみの中間処理を行ってまいりました。また、目黒、杉並、練馬など 5 つの工場におけるダイオキシン類対策工事を無事期間内に完了いたしました。このほか、プラント更新工事では、昨年 1 2 月に板橋工場を竣工させ、現在、足立、多摩川各工場の工事を続行しているほか、大井工場の工事に着手し、葛飾、世田谷工場更新工事の準備を進めているところでございます。今後とも円滑に中間処理を続けるとともに、これらの更新工事や灰溶融施設整備工事を無事に完了させるなど、各種課題に取り組み、二十三区民 8 3 0 万人の期待にこたえていかなければなりません。

このような決意のもと、これから 1 年間の活動の裏づけとなります、平成 1 5 年度一般会計予算案におきましては、これまでの決算を踏まえるとともに、既定経費を精査し、効率的、効果的な事業運営を推進する視点に立って、清掃工場等の管理運営経費並びに施設整備経費を計上いたしました。この中には、ご心配をおかけしました中防灰溶融施設の建設に要する経費も計上したところであります。

第 1 回定例会におきましては、この平成 1 5 年度一般会計予算のほか、平成 1 5 年度一部事務組合経費の二十三区分担金、並びに平成 1 4 年度一般会計補

正予算についてご提案いたします。

あわせて、子供の看護休暇制度を導入するため、「東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」をご提案いたします。

平成15年第1回定例会にご提案いたします議案は、これら4件でございます。十分にご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上をもちまして、私の発言を終わらせていただきます。ありがとうございました。

村上 悦栄議長 以上で、管理者のあいさつは終わりました。

次に、諸般の報告を事務局長にいたさせます。

金子事務局長 ご報告申し上げます。

- 1 平成15年第1回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の招集について
- 2 議案の送付について
- 3 議事説明員について

以上、1から3の3件につきましては、お手元に文書の写しがございまして、内容の朗読を省略させていただきます。

なお、本日、欠席の届けがありました議員は4名でございます。

村上 悦栄議長 次に、例月出納検査の報告が、監査委員から議長あてに提出されておりますので、事務局長に報告いたさせます。

金子事務局長 お手元に11月、12月分の例月出納検査結果報告書の写しをお配りしておりますので、写しの配付をもってご報告とさせていただきます。

村上 悦栄議長 日程第1を議題にいたします。

〔事務局長朗読〕

日程第1 会期決定について

村上 悦栄議長 会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期を本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、日程第2を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第2 議案第1号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等
に関する条例の一部を改正する条例

村上 悦栄議長 提案理由の説明を求めます。

竹尾格副管理者。

竹尾 格副管理者 議案第1号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、
休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案いたしました理
由並びに、内容につきましてご説明申し上げます。

本案は、男女共同参画社会の実現に向けて、関係法令に基づき、新たに子の
看護のための休暇を設ける必要があるため、国や東京都並びに各区の取り組み
状況を踏まえて提案するものでございます。

内容といたしましては、現行の結婚、出産その他の特別な事由による休暇で
ございます特別休暇に、新たに子の看護のための休暇を加えるものでございま
す。

なお、この制度は就学前の子の看護が必要な場合、年間5日以内の休暇を付
与するものとして、平成15年4月1日の施行を予定しております。

以上で、説明を終らせていただきます。

村上 悦栄議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、ご質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第1号については、総務・事業委員会に付託いたし
たいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は、総務・事業委員会に
付託することに決定いたしました。

次に、日程第3から日程第5までの3件を一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第3 議案第2号 平成14年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算

(第1号)

日程第4 議案第3号 平成15年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算

日程第5 議案第4号 平成15年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について

村上 悦栄議長 提案理由の説明を求めます。

竹尾格副管理者。

竹尾 格副管理者 議案第2号から、第4号につきましてご説明申し上げます。

始めに、議案第2号、平成14年度一般会計補正予算につきまして、ご説明申し上げます。

平成14年度補正予算は、平成15年度に予定をしておりました国庫補助対象の施設整備事業の一部を、14年度に前倒しして計上するとともに、平成13年度繰越金をもとに、将来の各区の負担増を抑制するため、財政調整基金への積立を行うことを事由とするものでございます。

お手元の、平成14年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第1号)をご覧くださいと存じます。

3ページをお開き願います。

まず、予算総則でございますが、第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に、それぞれ24億9,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ760億3,400万円と定め、その款項の区分ごとの金額につきましては、この予算書にあります第1表、歳入歳出予算補正のとおり定めるものでございます。

第2条は、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費を、第2表、繰越明許費のとおり定めるものでございます。

第3条は、債務負担行為の補正でございます。廃止について、第3表、債務負担行為補正のとおり定めるものでございます。

第4条は、組合債の補正でございます。変更及び廃止について、第4表、組合債補正のとおり定めるものでございます。

5ページをお開き願います。第1表は、歳入歳出予算補正の款項の区分ごとの金額でございます。歳入歳出とも、補正額は24億9,000万円の増額で、補正後の予算額は、760億3,400万円となり、補正前の額に対して、3 .

4%の増となっております。

補正内容の主な点につきまして、まず、歳入からご説明申し上げます。

第3款、国庫支出金は、22億8,365万9,000円の増額でございます。これは足立清掃工場プラント更新事業の一部について、国の補正予算等に対応して、15年度から14年度に事業を前倒しすること等によるものでございます。

第5款、繰越金は、前年度からの繰越金と当初計上額との差、31億5,223万2,000円を増額するものでございます。

第6款、諸収入につきましては、電力エネルギー売払収入等の実績増により、4億7,188万3,000円の増額となっております。

第7款、組合債は、渋谷清掃工場用地取得事業など、適債事業費の減少等により、34億6,000万円を減額するものでございます。

次に、歳出でございます。

第3款、清掃費は、18億6,444万5,000円の減額でございますが、これは、第1項清掃費につきまして、職員費及びその他の経費の年度末までの執行見込を精査し、35億2,787万4,000円を減額する一方、第2項施設整備費については、国の補正予算への対応等で、16億6,342万9,000円を増額することによるものでございます。

第5款、諸支出金は、各区の後年度負担を抑制するため、財政調整基金積立金47億2,040万4,000円を増額するものでございます。

7ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費は、足立清掃工場プラント更新事業について、年度内の執行が困難な経費、38億8,523万5,000円について、翌年度へ繰り越すものでございます。

第3表は、債務負担行為補正でございます。中央防波堤灰溶融施設建設事業並びに、粗大ごみ破碎処理施設整備事業の2件について、工期及び整備内容の変更に伴い、廃止するものでございます。

9ページをお開き願います。第4表は、組合債補正でございます。国庫補助対象事業の前倒し及び起債充当率の引き下げ等により、11件の限度額を変更し、3件について廃止するものでございます。

続きまして、議案第3号、平成15年度一般会計予算につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の、平成15年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算をご覧ください。3ページをお開き願います。予算総則でございます。

第1条は、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ699億1,400万円と定め、その款項の区分ごとの金額を、この予算書の第1表歳入歳出予算のとおり定めるものとございます。

第2条は、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間、及び限度額について、第2表債務負担行為のとおり定めるものとございます。

第3条は、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる組合債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、第3表組合債のとおり定めるものとございます。

第4条は、地方自治法第235条の3第2項の規定による、一時借入金の借入れの最高額を、200億円と定めるものとございます。

5ページをお開き願います。第1表は、歳入歳出予算の款項の区分ごとの金額でございます。前年度に比べまして、36億3,000万円、率にして4.9%の減となっております。この理由につきましては、ダイオキシン類削減対策工事の終了及び中央防波堤の破砕ごみ処理施設の整備終了のほか、足立清掃工場プラント更新事業の一部について、14年度に前倒しすることに伴う施設整備費の減が主なものとございます。また、施設整備費の減に伴い、その特定財源であります国庫支出金及び、組合債を減額計上することになりました。

この予算内容の主な点をご説明申し上げます。

まず、歳入の内容でございますが、第1款、分担金及び負担金の予算額は、387億6,083万6,000円でございます。このうち、各区からいただきます特別区分担金は、第1項分担金の387億6,019万9,000円でございます。前年度と比べて、2億4,001万7,000円、0.6%の減となっております。

第2款、使用料及び手数料は、持ち込みごみに係る廃棄物処理手数料など、163億9,822万7,000円でございます。

第3款、国庫支出金の15億5,721万4,000円は、廃棄物処理施設整備費補助金など清掃工場等の建設整備に係る国庫補助金でございます。

第5款、繰越金は、前年度と同額の3億円を計上しております。

第6款、諸収入は、エネルギー売払収入など、38億5,173万2,000

0円でございます。

第7款、組合債は、清掃工場等の整備に係る起債見込額、90億4,500万円でございます。

次に、歳出の主な内容でございます。第2款、総務費は、本庁職員、再雇用職員の人件費、及び本庁管理などの総務管理費並びに、監査委員費で44億4,237万2,000円でございます。

第3款、清掃費は、ごみ焼却費、不燃・粗大ごみ処理費、及びし尿処理費などの清掃費、並びに、清掃工場整備費などの施設整備費で、632億2,109万1,000円でございます。

第4款、公債費は、組合債の元利償還金、及び一時借入金の利子として、19億3,970万1,000円を計上しております。前年度に比べ、12億5,015万2,000円、181.3%の大幅な増となっております。これは、当組合発足初年度の平成12年度に借り入れました組合債の元金償還が15年度より始まることによるものでございます。

7ページをお開きいただきます。第2表は、債務負担行為の内容でございます。世田谷清掃工場建設に伴う解体工事など、9事業で、限度額の合計は、489億3,600万円でございます。第3表は、組合債でございます。起債の目的は、渋谷清掃工場用地取得事業など、6事業で、限度額の合計は、90億4,500万円でございます。

続きまして、議案第4号、平成15年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金については、当組合同約第16条に基づき、分担金の総額を387億6,019万9,000円と定め、各区分担金の算出方法、納付方法等について定めるものでございます。

以上が、議案第2号、議案第3号及び、議案第4号の提案内容でございます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

村上 悦栄議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、4番、野口ふみあき議員から質疑の通告があります。発言を許します。

野口ふみあき議員。

野口 ふみあき議員 4番、新宿区の野口であります。着席のままの発言をお許しいただきたいと思っております。

本定例会に提案されております、第3号議案、平成15年度東京二十三区清

掃一部事務組合一般会計予算について質疑をさせていただきます。

二十三区の一般廃棄物処理については、清掃事業の区移管に当たりまして、自区内処理の原則が確立され、事務処理基準等を定め清掃工場建設の準備が進められ、一部事務組合の発足時に同組合の事業に引き継がれました。

新宿地区清掃工場予定地は、東京都が移転予定の旧厚生省統計情報部敷地を候補地としまして発表し、住民説明会等を通じて地元との合意形成が図られ、東京都一般廃棄物処理基本計画の事業に位置づけられました。

その後、旧厚生省統計情報部の移転に伴い、15年度までに一部事務組合が購入することを確約した上で、東京都が用地の一部を清掃工場の建設用地として賃借した経緯がございます。当該用地は、事務処理基準等において、清掃一部事務組合が平成15年度に取得するものとされており、同組合の発足後一部事務組合の計画として位置づけられております。

しかるに、今回提案されております15年度予算案を拝見しましても、当該用地の取得費が計上されておられません。この問題の扱いの検討が、区長会の場合に移されていることは承知しておりますが、特別区の自治権拡充に当たり、清掃事業の自区内処理の原則が大きな意味を持っていたことを思い起こす必要があると考えます。区長会において、この原則に沿って清掃工場の建設促進の方針が、一刻も早い時期に確認されることを強く望むものであります。

また、一部事務組合として、区長会において早急に結論を出していただくことを要請していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、区長会において建設促進との結論が出された場合、一部事務組合として具体的にどう対応されるのか、さらには、その間、当該用地の確保をどうされるのかをお伺いしたいと思います。

以上であります。

村上 悦栄議長 竹尾格副管理者。

竹尾 格副管理者 お答えいたします。新宿を始め中野、荒川、各地区清掃工場の用地取得につきましては、それぞれの区から昨年早期取得の要請を受けました。この要請に対しまして、一部事務組合といたしましては、ご指摘のような清掃事業移管の経緯は承知しつつも、その後の社会経済状況の変化を見据えまして、ごみ量の将来予測、施設の焼却能力など、実務的な検討を重ね、現時点で用地取得等、建設準備に着手する必要はないとの事務的な検討結果を評議会に報告したところでございます。

特に、新宿地区候補地の国有地につきましては、15年度の売却が予定されていることから、用地取得の要否の結論が急がれているところでございます。

しかし、工場用地の取得問題は、今後の二十三区の清掃事業のあり方や、財政負担等に係る重要な案件であることから、区長会において将来を見据えた十分な議論の上で結論を出していただくことになりました。

区長会においても、この問題ができるだけ早い時期に結論を出すべき課題であることは十分理解されておりますので、ご質問の趣旨を踏まえ、引き続き一層の理解を求めていきたいと存じます。そして、結論が出次第、これを一組評議会に諮りまして、確定しますとともに、国や関係区への説明など、迅速、的確に所要の措置を講じていきたいと考えております。

ところで、区長会といたしまして、この結論を導くまでには時間を要することが見込まれましたので、既に昨年9月、管理者自ら国に出向きまして、回答期限の延期を申し出ておりますが、その後の推移を踏まえまして、今月の初めには私も財務省を訪れまして、状況を説明し回答期限の延期について配慮をお願いしたところでございます。このような経過と対応状況にありますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

村上 悦栄議長 野口ふみあき議員。

野口 ふみあき議員 管理者ご自身が、国の方へ出向いて、ご苦労なされたことに対しては、ありがたくお礼を申し上げます。

しかし、この中で的確な所要な処置を講じるということは、補正予算への対応も、これには含まれているというふうに理解してよろしゅうございますか。

村上 悦栄議長 竹尾格副管理者。

竹尾 格副管理者 ご指摘のような結論が出された場合には、今、議員がご指摘のような措置が考えられると私は考えております。

村上 悦栄議長 ほかに、ご質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ほかに質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第2号から、議案第4号までの3件については、財務委員会に付託いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号ほか2件は、財務委員会

に付託することに決定いたしました。

この際、付託案件の委員会審査のため暫時休憩をいたします。

休 憩（午後 3 時 2 0 分）

再 開（午後 4 時 0 6 分）

村上 悦栄議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。総務・事業委員会の審査が終了した議案第 1 号、財務委員会の審査が終了した議案第 2 号から議案第 4 号までの 3 議案と、平成 1 4 年陳情第 1 号から陳情第 3 号に係る閉会中の継続審査についての計 5 件を、本日の日程に追加し、日程の順序を変更して審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第 1 号、ほか 4 件を本日の日程に追加し、審議することに決定いたしました。

まず、追加日程第 1 を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第 1 議案第 1 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

村上 悦栄議長 総務・事業委員会からの報告をお願いいたします。

野口ふみあき総務・事業委員長。

野口 ふみあき総務・事業委員長 着席のままで、申し上げます。総務・事業委員会に付託されました議案に対する審査の結果についてご報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第 1 号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例であります。議案第 1 号は、特別区、東京都及び国の特別休暇制度の改正に伴い、当組合においても必要な規定の整備を行うため、特別休暇として「子の看護のための休暇」を新たに加えるものであります。

審査の結果、議案第1号は全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務・事業委員会報告を終わります。

村上 悦栄議長 ただいまの総務・事業委員会からの報告に対し、ご質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第1号は、総務・事業委員会報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は、総務・事業委員会報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第2から、追加日程第4までの3件を一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第2 議案第2号 平成14年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第1号)

追加日程第3 議案第3号 平成15年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算

追加日程第4 議案第4号 平成15年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金について

村上 悦栄議長 財務委員会からの報告をお願いいたします。

早川幸一財務委員長。

早川 幸一財務委員長 財務委員会に付託されました議案に対する審査の結果について報告いたします。本委員会に付託されました議案は、議案第2号、平成14年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計補正予算(第1号)、議案第3号、平成15年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計予算、議案第4号、平成15年度東京二十三区清掃一部事務組合経費分担金についての3件であります。

議案第2号は、平成15年度に予定していた施設整備に係る国庫補助対象事業の一部を平成14年度に前倒しして計上するとともに、将来の各区の負担増を抑制するため、財政調整基金への積み立てを行うことにより、平成14年度

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、24億9,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、760億3,400万円と定めるほか、繰越明許費を定め、債務負担行為及び組合債について所要の補正を行うものであります。

また、議案第3号は、経費の見直しを行い、効率的事業運営に努めつつ、一般廃棄物処理基本計画に基づく清掃工場等の施設整備を推進するため、平成15年度における当組合の事業運営、施設整備に係る歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、699億1,400万円と定めるほか、債務負担行為、組合債、一時借入金について所要の定めをするものであります。

最後に、議案第4号は当組規約第16条に基づき、平成15年度の組合経費分担金について、総額を387億6,019万9,000円と定めるほか、各区の分担金の歳出方法、納付期限及び各月分の納付額について定めるものであります。

以上の議案第2号のほか2件については、質疑及び審査の結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で財務委員会報告を終わります。

村上 悦栄議長 ただいまの財務委員会からの報告に対し、ご質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第2号から議案第4号までの3議案は、財務委員会報告のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号ほか3議案は、財務委員会報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第5を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

追加日程第5 総務・事業委員会の閉会中の継続審査について

村上 悦栄議長 総務・事業委員会の継続審査申出書を事務局長に朗読いたさせます。

金子事務局長 「継続審査申出書

本委員会において審査中の下記事項について、閉会中もなお継続審

査を要するものと決定したので、会議規則第72条の規定により申し出ます。

記

- 1 平成14年陳情第1号
清掃工場建設計画の見直しを求める陳情
- 2 平成14年陳情第2号
渋谷清掃工場にダイオキシンの連続監視装置の設置を求める陳情
- 3 平成14年陳情第3号
清掃工場に排ガス中のダイオキシン類の常時監視装置の設置を求める陳情

平成15年2月28日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

総務・事業委員長 野口 ふみあき

東京二十三区清掃一部事務組合議会

議長 村上 悦栄 様

村上 悦栄議長 お諮りいたします。総務・事業委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は総務・事業委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

次に、日程第6を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

日程第6 運営委員会の閉会中の継続調査について

村上 悦栄議長 運営委員会の「継続調査申出書」を事務局長に朗読いたさせます。

金子事務局長 「継続審査申出書

本委員会において調査中の下記事項について、今定例会中に調査を終了することは困難であるので、閉会中も調査いたしたく、会議規則第72条の規定により申し出ます。

記

1 議会の運営連絡等について

平成15年2月28日

東京二十三区清掃一部事務組合議会

運営委員長 齊田 宗一

東京二十三区清掃一部事務組合議会

議長 村上 悦栄 様

村上 悦栄議長 お諮りいたします。

運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

村上 悦栄議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

ここで、管理者から発言の申し出があります。

石塚輝雄管理者。

石塚 輝雄管理者 第1回定例会の散会に当たり、お礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました議案につきましては、慎重なご審議の上、いずれも原案どおりご議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

ご審議の中でいただきましたご意見等に十分留意いたしまして、事業の適切な執行に努めてまいります。

さて、私、平成13年5月に管理者に就任し、間もなく2年の任期が参ります。二十三区長を代表し本組合管理者を勤めさせていただき、特別区制度改革の象徴でもあります清掃事業の継承と発展に、いささかなりとも寄与できましたことを、大きな誇りに思っております。

これも議員皆様のご指導、ご協力の賜物と存じます。この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。

最後になりますが、議員皆様のご健闘とご健勝をお祈りいたしまして、私の発言を終らせていただきます。ありがとうございました。

村上 悦栄議長 お疲れ様でした。以上で管理者の発言は終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉 会（午後 4 時 1 5 分）